

**制度情報—2020年1月の法令から—**  
**北京市大地律師事務所**  
**(北京市大地律師事務所 日本部監修)**

**I. 重要な法令のポイント解説**

**自由貿易試験区における関連行政法規規定の一時的な調整の実施に関する通知**

(発令元) 国務院  
(法令番号) 国函〔2020〕8号  
(公布日) 2020年1月15日  
(施行日) 2020年1月15日

自由貿易試験区の関連改革開放措置の法によるスムーズな実施を保障するため、国務院は自由貿易試験区において『営業性公演管理条例』、『外商投資電信企業管理規定』、『印刷業管理条例』の3件の行政法規の関連規定につき、一時的な調整を実施することを決定した。主な調整内容は、外国投資者による独資公演マネジメント機関の設立を認める、中外合弁経営の文化・芸能公演団体(中国側の持分支配とする)の設立を認める、外商独資の印刷企業の設立を認める等となっている。

**外商投資人材仲介機構管理暫定施行規定**

(発令元) 人事部、商務部、国家工商行政管理総局  
(法令番号) 令第2号  
(公布日) 2019年12月31日  
(施行日) 2019年12月31日

**1. 主なポイント**

- (1) もとの『中外合弁人材仲介機関管理暫定施行規定』を改訂し『外商投資人材仲介機関管理暫定施行規定』とした。
- (2) 外資が独資により人材仲介機関を設立することはできないとしていたもとの規定を、外資が独資により人材仲介機関を設立することを認める内容に改訂した。(第2条)
- (3) 外国企業の中国に常駐する代表機関及び中国に設立した商会等の組織は、中国国内で人材仲介サービスに従事することができない。(第3条)
- (4) 外商投資の人材仲介機関が行うことのできる業務について、人材の供給・需要情報の収集・整理・保管・発信及びコンサルティングサービス、人材の推薦、人材の採用、人材の評価・査定、人材訓練、人材情報ネットワークサービス等とすることを明確に規定した。(第10条)

(5) 外商投資による人材仲介機関が採用した人材を出国させるにあたっては、中国政府の関連規定により手続きを行わなければならない。うち、次のような人材を採用して出国させてはならない。(第12条)

- ・ 国家級、省級の重点工程、科学研究プロジェクトの技術及び管理の担当者で使用者又は所管機関による同意を得ていない者
- ・ 在職中の国家公務員
- ・ 在職中の機密に接触する従業員、職員や離職後の秘密離脱期間が満了していない人員
- ・ 違法の疑いのため法により審査を受けており、なお審査が終結していない人員等

## 2. 今後の留意点

当該規定は、外商投資人材仲介機関が中国国内で行う外国人に関する業務活動に関わるものではない。企業で関連の業務に従事する必要がある場合は、関係政府機関に問い合わせることを勧める。(全21条)

### 食品生産許可管理弁法

(発令元) 国家市場監督管理総局

(法令番号) 令第24号

(公布日) 2020年1月2日

(施行日) 2020年3月1日

## 1. 主なポイント

- (1) 市場監督管理機関は食品のリスクの程度に応じて、食品の原料、生産工程等の要素を加味し、食品の生産に対して分類許可を実施する。(第5条)
- (2) 健康食品、特殊医学用途調製食品、乳幼児用調製食品、乳幼児用補助食品、食塩等の食品の生産許可については省、自治区、直轄市の市場監督管理機関が、その他の食品の生産許可は市及び県級の市場監督管理機関が責任を負う。(第7条)
- (3) 情報化構築の加速、許可の申請、受理、審査、許可証発行、照会等の全プロセスのオンライン処理推進について明確に規定した。(第9条)
- (4) 食品添加物の生産活動に従事する者は、法により食品添加物生産許可を取得したうえ、生産する食品添加物の品種に相応の場所、生産設備、食品安全管理者、管理制度等を具備していなければならない。(第15条)
- (5) 政府機関が申請書類の実質的内容についての審査照合を行う場合は、現場審査・確認を行わなければならないことを規定するとともに、現場確認のプロセスについて具体的に規定した。(第21条)
- (6) 食品生産者の生産場所を移転する場合は、食品生産許可を改めて申請し直す必要があることを明確に規定した。(第32条)

## 2. 今後の留意点

当該規定により、食品経営許可を取得した飲食サービスの提供者が自身の飲食サービス場所において加工食品を生産する場合は、本弁法所定の食品生産許可を取得する必要はない。（全61条）

### プラスチック汚染対策のさらなる強化に関する意見

（発令元）国家発展改革委員会、生態環境部

（法令番号）発改環資〔2020〕80号

（公布日）2020年1月16日

（施行日）2020年1月16日

#### 1. 主なポイント

- (1) 2020年中に、一部の地域や分野において、一部のプラスチック製品の生産、販売、使用を先行して禁止、制限することを明確に規定した。2022年末までに使い捨てのプラスチック製品の消費量を顕著に減少させ、2025年末までにプラスチック製品の生産、流通、消費、回収処理等のプロセスの管理制度をほぼ確立し、プラスチック汚染を有効に抑止することを明確に規定した。（第1条）
- (2) 「禁止・規制、代替・循環利用、規範化」の方針に沿って、超薄型プラスチック買物袋の生産・販売を禁止し、医療廃棄物を原料とするプラスチック製品の製造を禁止し、廃プラスチックの輸入を禁止し、プラスチック廃棄物の分類回収、整理搬送を強化する。（第2条、第3条、第4条）

#### 2. 今後の留意点

これまでのプラスチック汚染対策の関連政策に比べ、当該意見（『プラ制限令』と呼ばれる）は体系的で協力体制を考慮し、秩序立っているという特徴があり、地域や各産業ごとの差異が十分考慮され、手順を踏み、分野別に、積極的かつ穏当なプラスチック汚染対策の全体的な取組みを推進するものとなっている。プラスチック製品の生産又は使用に関わる企業では、後続の政策の動きに十分注目されたい。（全6条）

### 重要技術装備輸入税収政策管理弁法

（発令元）財政部、工業情報化部、税関総署、税務総局、エネルギー局

（法令番号）財関税〔2020〕2号

（公布日）2020年1月8日

（施行日）2020年1月8日

## 1. 主なポイント

- (1) 規定の条件を満たす企業が国が発展を支持する重要技術装備又は製品を生産するために確かに輸入する必要のある重要部品及び原材料について、関税及び輸入増徴税の徴収を免除する。  
(第2条)
- (2) 工業情報化部が財政部等の機関とともに企業の免税資格を審査・確定し、新たに輸入増徴政策の適用を申請する企業に対して認定を行い、3年に1度、輸入増徴政策の適用企業に対する確認審査を行う。(第4条)

## 2. 今後の留意点

この管理弁法に基づき、今後工業情報化部では別途『重要技術装備輸入増徴政策管理弁法実施細則』、『国が発展を支持する重要技術装備・製品目録』、『重要技術装備製品の輸入重要部品及び原材料商品目録』、『輸入に際して免税しない重要技術装備・製品目録』を制定する予定としており、関連する企業は十分注目されたい。(全8条)

### 民事訴訟手続きの複雑・簡素案件分離改革の試験運用実施弁法

(発令元) 最高人民法院

(法令番号) 法〔2020〕11号

(公布日) 2020年1月15日

(施行日) 2020年1月15日

## 1. 主なポイント

- (1) 人民調停委員会又は特別招聘調停員の調停を経て民事調停協議に合意した場合、当事者双方は調停協議の発効した日から30日以内に裁判所に司法確認を申し立てることができる。  
(第3条)
- (2) 少額訴訟手続きを適用する条件について、事実が明らかであり、権利・義務関係が明確で、対立が大きくはない単純な金銭支払類の案件の対象金額は5万元以下とすることを明確に規定した。(第5条)
- (3) 少額訴訟手続きは一審終結制とする。(第5条)
- (4) 少額訴訟手続きを適用して審理する案件は、1名の裁判官が単独で審理を担当し、かつ立件した日から2ヶ月以内に結審しなければならない。(第10条、第16条)
- (5) 電子訴訟規則の整備：当事者は電子データにより訴訟書類を提出し、裁判所の審査を通過したものは直接訴訟において使用することができ、書面の原本は提出しない。裁判所で開廷審理
- (6) 本弁法は、北京市、上海市の管轄区内の中級裁判所、基層裁判所、南京、蘇州、杭州、寧波、合肥、福州、厦門、済南、鄭州、洛陽、武漢、広州、深セン、成都、貴陽、昆明、西安、銀川各市の中級裁判所及びその管轄区内の基層裁判所、北京・上海・広州の知的財産権裁判所、上海金融裁判所、北京・杭州・広州のインターネット裁判所にのみ適用する。

## 2. 今後の留意点

この弁法の従来と大きく異なる規定は以下の通りである。

- (1) 従前では民事訴訟の対象金額の高低を問わず、全て二審終結制が実行されていたが、当該弁法により、条件を満たす案件については一審終結制を実行することとされた。
- (2) 従前では二審案件は必ず合議廷を立ち上げて審理することとされていたが、当該弁法では、第一審に簡易手続きの審理を適用した場合及び民事裁定を不服とする案件の二審については、1名の裁判官による単独での審理担当を可能とすることが明確に規定された。（全30条）

### 『経営者集中審査暫定施行規定（意見聴取稿）』への意見公募

（発令元）市場監督管理総局

（公布日）2020年1月7日

独占禁止法制度の体系をさらに改善し、経営者の集中にかかる独占禁止審査業務を規範化するため、市場監督管理総局では『経営者集中審査暫定施行規定（意見聴取稿）』を起草し、社会からの意見公募を行った。意見聴取稿の内容は以下の通り。

- (1) 全六章90条からなる。
- (2) 経営者の集中に該当する状況及び売上高、売上高の総計の計算方法について明確に規定した。
- (3) どのような経営者集中案件であれば簡易案件として手続きできるのか、どのようなものは簡易案件とすることができないかを明確にし、簡易案件の手続きについても詳細に規定した。
- (4) 聴聞実施のプロセスについて明確かつ詳細に規定した。
- (5) 経営者の集中にかかる審査の際に考慮すべき要素について明確にし、市場の集中度、市場シェア等についても定義した。
- (6) 経営者の集中にかかる調査のプロセス及び処罰の措置について、明確に規定した。

## II. 法令運用上のケーススタディ解説

### 1. 事件の概要

2014年1月、王氏はA社にオペレーターとして入社した。A社には食堂があり、従業員に無償で昼食を提供していた。2016年1月18日の正午、王氏は食堂での食事中に思わず転倒し、肋骨を骨折した。A社では王氏のために人力资源社会保障局（以下「人社局」という）に労災認定を申請したが、人社局では王氏の負傷は昼食を取っていた休憩時間中に発生したもので、勤務時間中や業務場所において起きたわけではないことから、労災には該当しないとする「労災不認定決定書」が交付された。王氏は人社局の認定を不服として裁判所に行政訴訟を提起した。

## 2. 紛争の焦点

王氏がA社で昼食時に負傷したことは労災に当たるか。

## 3. 弁護士分析

『労災保険条例』第14条の関連規定により、従業員が、勤務時間及び業務場所内において業務のために傷害を負った場合、勤務時間の前後に業務場所内で業務に係る準備又は後片付けに属する業務をしていて事故傷害を負った場合、あるいは勤務時間及び業務場所内において、業務上の職責を履行するために暴力を受けた等の事故傷害は、労災と認定すべきであるとされている。

本件において、王氏が負傷した場所はA社の食堂であり、負傷した時間は昼食時で、王氏の食事も業務上の職責履行には当たらないことから、王氏の負傷は勤務時間、業務場所及び業務上の職責の履行により被ったものとはいえず、なおかつ業務に係る準備又は後片付けに属する業務をしていたわけでもないため、前述の労災に認定される状況には該当せず、人社局がこれを労災として認定しなかった判断は正確である。

## 4. 司法判断

本件の一審、二審のいずれも、王氏の負傷は労災に当たらないと判断し、王氏の訴訟請求は棄却された。

## 5. 留意点

- (1) 企業が計画した業務場所でのスポーツ活動、外出・旅行に従業員が参加した際や、出張期間中において事故による負傷が発生した場合を労災と認定できるかどうかは、大いに議論されている問題である。企業では内部規則制度を制定することで規範化を図り、リスクや紛争の発生を一定程度回避することができる。
- (2) 従業員が傷害を負い、企業では負傷が労災に当たるかどうかを判断し難い場合、企業より人社局に当該従業員の労災認定を申請し、人社局により労災に該当するかどうかを認定してもらうべきである。法定の期限までに労災認定を申請しないと、この期間中に発生した労災待遇等に関する費用は企業の負担となる。